

第 1 1 次松山市交通安全計画の概要

- 交通安全対策基本法・愛媛県交通安全計画に基づき、松山市域における交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの
- 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

○ 計画の基本理念

【交通事故のない松山を目指して】

⇒ 人命尊重の理念に基づき、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失も勘案して、究極的には、交通事故のない松山を目指す。＝『安全で安心して暮らせる松山』の実現

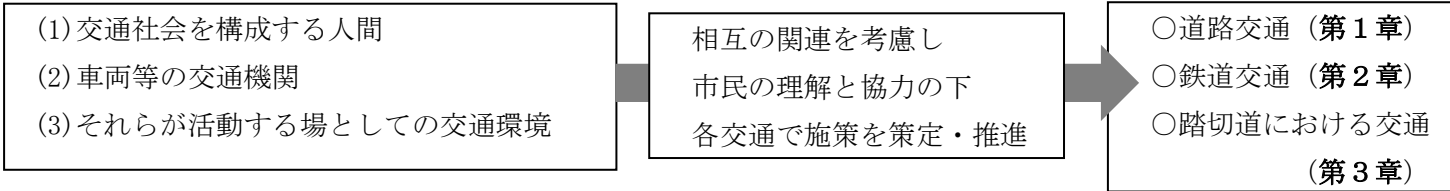
【人優先の交通安全思想】

⇒ 全ての交通について、歩行者、高齢者、障がい者、子供等の交通弱者を思いやり、「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。

【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

⇒ 高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を、交通関係者の連携によって、構築することを目指す。

1 交通社会を構成する三要素



2 これからの5年間(計画期間)において特に注視すべき事項

(1)人手不足への対応

⇒ 人手不足が懸念される中で、安全が損なわれることのないよう、人材の質を確保し、安全教育を徹底する等の取組が必要である。

(2)先進技術導入への対応

⇒ 先進技術導入によりヒューマンエラーの防止を図り、人手不足の解決にも寄与されることが期待されるが、安全性の確保を前提として社会受容性の醸成を高めることが重要である。

(3)高まる安全への要請と交通安全

⇒ 感染症を始め、自然災害の影響、治安など、様々な安全への要請が高まる中であっても、確実に交通安全を図ることが重要である。

(4)新型コロナウイルス感染症の影響の注視

⇒ 市民のライフスタイルや交通行動への影響が認められる。また、これに伴う交通事故発生状況や事故防止対策への影響を注視し、必要な対策に臨機に着手する。

3 横断的に重要な事項

- (1)先進技術の積極的活用 (2)救助・救急活動及び被害者支援の充実 (3)参加・協働型の交通安全活動の推進
- (4)経営トップ主導による自主的な安全管理体制の充実・強化 (5)EBPMの推進

○ 第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通事故のない松山を目指して（基本的な考え方）

1. 道路交通事故のない社会を目指して

⇒ 道路交通事故による死者数及び命に関わり優先度が高い重傷者数をゼロに近づけることを目指し、究極的に道路交通事故のない社会の実現に向け、更に積極的な取組が必要である。

2. 歩行者の安全確保

⇒ 人優先の交通安全思想の下、歩道の整備等により歩行者の安全確保を図る。

3. 地域の実情を踏まえた施策の推進

⇒ それぞれの地域の実情を踏まえた上で、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

4. 役割分担と連携強化

⇒ 行政、学校、家庭、職場、団体、企業等それぞれが責任を持ちつつ役割分担しながらその連携を強化し様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効である。

5. 交通事故被害者等の支援

⇒ 引き続き、関係機関・団体と連携し、交通事故被害者等への支援を行っていく。

第 2 節 道路交通の安全についての目標

道路交通事故の現状と今後の見通し

○ 道路交通事故の現状

- 前計画期間（5年間）の交通事故発生件数及び負傷者数は連続で減少
- 死者数は平成29年から3年連続で減少
- 65歳以上の高齢者の死者数が高水準で推移しており全死者数の約5～8割を占めている。
⇒ 高齢者人口の増加により、死者数に占める高齢者の割合が依然として高水準で推移



- 交通事故は、高齢者の歩行中、自転車乗用中の事故や高齢運転者が関係する事故等の増加が見込まれる。

第11次交通安全計画における目標

- ① 令和7年まで、年間24時間死者数12人以下を継続する。
- ② 令和7年までに、年間重傷者数を150人以下にする。

※24時間死者数とは、交通事故発生から24時間以内に死亡した人をいう。

※重傷者とは交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する人をいう。

第3節 道路交通安全についての対策 I 今後の道路交通安全対策を考える視点 ○ 従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢、技術の進展・普及等の変化等に柔軟に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実させ、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効と見込まれる施策を推進する。 ＜重視すべき視点＞ (1) 高齢者及び子供の安全確保 高齢者 ・・・交通事故死者の占める割合が高いこと、今後も本市の高齢化は一層進むこと ⇒ 歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合の対策とともに、自動車を運転する場合の安全運転を支える対策を推進 ①主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合 ⇒ 歩道の整備や生活道路対策、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育や見守り活動の他、多様なモビリティの安全な利用を図るための対策、地域の実情にかなった自動運転サービス等の活用も重要。多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するとの考え方にに基づき、バリアフリー化された道路交通環境を形成する。 ②自動車を運転する場合 ⇒ 身体機能の衰え等を補う技術の活用・普及を一層積極的に進める必要がある。運転支援機能を始めとする技術とその限界、技術の進展の状況について、交通安全教育等を通じて幅広く情報提供していく必要がある。 子 供 ・・・少子化の進行が深刻さを増している中で、安心して子供を生み育てることができる環境の整備、幼い子供と一緒に移動しやすい環境の整備を行う。 ・ 未就学児を中心に子供が日常的に移動する経路や通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する。 (2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 歩行者 ・・・安全で安心な社会を実現するためには、自動車と比較して弱い立場にある「歩行者」の安全を確保することが必要不可欠である。 特に、高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められている。 ・ 人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進める。 ・ 歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機に従うこと等の交通ルールの周知を図るとともに、夜間には反射材を着用すること等、歩行者が自らの安全を守る行動を促すための交通安全教育等を推進する。 自転車 ・・・自動車等と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要がある。 ・ 自転車の安全利用を促進するため、松山市自転車活用推進計画に基づき、自転車の走行空間の整備や、自転車利用者の安全教育、違法駐輪対策等を計画的に推進する。 ・ 自転車利用者の交通ルールやマナー向上のために、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の浸透を図るほか、街頭での指導啓発活動を積極的に推進するなど、自転車利用者を始めとする道路利用者の自転車に関する安全意識の醸成を図る。 (3) 生活道路における安全確保 ・ 歩行者と自転車利用者が被害者となる事故の割合が高い水準で推移している状況を踏まえ、関係機関と連携した、生活道路における自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備を引き続き進めるほか、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を通行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための対策等を推進するなど、総合的な対策を一層推進する必要がある。 ・ 施策推進には、対策着手段階からの一貫した市民の関わりが重要であり、地域の専門家を交えた取組を進めるなど、その進め方も留意していく必要がある。 (4) 先端技術の活用推進 ・ 衝突被害軽減ブレーキを始めとした先端技術の活用により、交通事故の減少が期待される。今後もサポカー・サポカーSの普及はもとより、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムの更なる発展や普及、車車間通信、レベル3以上の自動運転の実用化や自動運転車へのインフラからの支援など、先端技術の活用を推進する。 (5) 地域が一体となった交通安全対策の推進 ・ 市及び関係行政機関、関係団体、住民等の協議により、地域に根ざした交通安全の課題の解決に取り組むことが一層重要である。		
II 講じようとする施策		
1 道路交通環境の整備 道路交通環境の整備については、これまでも市や国、県等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであるが、歩行中・自転車乗車中の死者数の割合は高いことから、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要がある。 また、少子高齢化が一層進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障がい者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。	【主な取組】 ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ・高規格幹線道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 ・幹線道路における交通安全対策の推進 ・交通安全施設等の整備事業の推進 ・高齢者等の移動手段の確保・充実 ・歩行空間のユニバーサルデザイン化 ・無電柱化の推進 ・効果的な交通規制の推進 ・自転車利用環境の総合的整備 ・交通需要マネジメントの推進 ・災害に備えた道路交通環境の整備 ・総合的な駐車対策の推進 ・道路交通情報の充実 ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備	

2交通安全思想の普及徹底

人優先の交通安全思想の下、子供、高齢者、障がい者等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てる。幼児から成人そして高齢者等に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。

【主な取組】

・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

・効果的な交通安全教育の推進

◎松山市交通安全教育車等を活用し、参加・体験・実践型の高齢者・自転車利用者に対する交通安全教育の実施

◎シミュレーター、VR等の機器の活用など、多様な方法を活用し、着実に教育を推進する。

・交通安全に関する普及啓発活動の推進

◎自転車の安全利用の推進

・交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

・地域における交通安全活動への参加・協働の推進

◎関係機関・団体と住民が連携を密にした上で、地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に推進

5道路交通秩序の維持

警察の交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る。

【主な取組】

・交通事故防止に資する交通指導取締りの推進

・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進

3安全運転の確保

安全運転に必要な知識、法令遵守の精神を身に着けた上で、安全運転を実践できる運転者を育成するため、関係機関・団体等と連携して、教育機会の提供に努めるとともに、あらゆる広報機会を捉えて、必要な情報の提供に努める。

高齢運転者の支援として、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。

【主な取組】

・運転者教育等の充実

◎高齢者の安全運転教育の充実

◎運転免許自主返納を促進

・安全運転管理の推進

・事業者自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

・交通労働災害の防止等

・道路交通に関する情報の充実

6救助・救急活動の充実

救急医療機関、消防機関等の関係機関における相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

【主な取組】

・救助・救急体制の整備

・救急医療体制の整備

・救急関係機関の協力関係の確保等

4車両の安全性の確保

交通事故のほとんどが運転者の交通ルール違反や運転操作ミスに起因している状況において、技術の活用・普及促進により交通事故の飛躍的な減少が期待できる。

先進安全技術の更なる性能向上及び活用・普及促進により着実に交通安全を確保していくことが肝要であり、最低限の安全性を確保するための基準の策定等に加え、運転者がその機能を正確に把握して正しく使用してもらうための対策を図る。

【主な取組】

・車両の安全性に関する基準等の改善の推進

◎先進安全自動車（ASV）の普及の促進

・自動運転車の安全対策・活用の推進

・自動車アセスメント情報の提供等

・自動車の検査及び点検整備の充実

・リコール制度の充実・強化

・自転車の安全性の確保

7被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等に対し、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させる等、被害者支援を推進する。

自転車が加害者になる事故に関し、被害者の救済の十全を図るため、自転車保険等の加入義務化について、関係機関と協力し、情報提供や広報活動を積極的に行う。

【主な取組】

・自動車損害賠償保障制度の充実等

・損害賠償の請求についての援助等

・交通事故被害者支援の充実強化

○第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のない松山を目指して

列車の衝突や脱線等が一たび発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがあることなどから一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故の未然防止とともに、利用者等の関係する事故を防止するため、効果的な対策を講ずるべく、総合的な視点から施策を推進していく。

目標⇒乗客の死者数ゼロの継続、運転事故件数の減少

第2節 鉄道交通の安全についての対策

【主な取組】

・鉄道交通環境の整備

・鉄道交通の安全に関する知識の普及

・鉄道の安全な運行の確保

・鉄道車両の安全性の確保

・救助・救急活動の充実

・被害者支援の推進

○第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない松山を目指して

本市域内での踏切事故は、近年減少傾向にあるものの、踏切事故は一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすことから、市民の協力と理解の下、踏切道における各種改良等の安全対策を推進し、踏切事故の発生を防止する。

目標⇒踏切事故件数ゼロを目指す

第2節 踏切道における交通安全についての対策

【主な取組】

・踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

・踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

・踏切道の統廃合の促進

・その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置